

答 申 第 13 号
令和 5 年 6 月 27 日

松阪市長 竹上 真人 様

松阪市情報公開審査会
会長 森 下 英 俊

公文書公開決定処分に係る審査結果について（答申）

令和 5 年 2 月 9 日付け 22 松病経第 001906 号 001 で諮問のありました下記の事案について、本書のとおり答申いたします。

記

答申第 13 号 「令和 4 年 12 月 21 日付け 22 松病経第 001664 号 001 による松阪市情報公開条例第 11 条に基づく公文書の存否を明らかにしない決定」に対する審査請求に関する事案

事務担当：松阪市情報公開審査会事務局
（総務課 文書・情報公開係）
TEL: 0598-53-4055
FAX: 0598-22-1522

第 1 審査会の結論

松阪市長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 4 年 12 月 21 日付け 22 松病経第 001664 号 001 による、松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないこととした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は条例第 6 条の規定に基づき、令和 4 年 12 月 8 日付けで実施機関に対し以下の内容の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（1）市民病院呼吸器内科が発注した学会出席用スーツの仕立て等の代金の合計額及び内訳（以下「本件対象公文書」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は本件請求に対し、「当該公文書の存否を答えるだけで、条例第 8 条第 3 号（公共の安全等に関する情報）に規定する、捜査中の捜査機関の捜査内容等が明らかにされ、当該捜査に支障を及ぼす可能性があるため、条例第 11 条（公文書の存否に関する情報）に該当する」として、令和 4 年 12 月 21 日付で本件処分を行い、翌日 22 日に審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は本件処分を不服とし、令和 5 年 1 月 13 日に審査請求書を提出した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書および弁明書に対する意見書、並びに口頭陳述によると概ね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公文書の公開を求める。

2 本件処分について

（1）条例第 8 条第 3 号（公共の安全等に関する情報）の該当性については、公共の安全等に支障を及ぼすと実施機関が認めることにつき「相当の理由がある」ことが要件となっている。「相当の理由がある」とするなら、どのような場合に裁量の範囲となるのか、判断基準を示すべきであり、それが明らかでないままでは、実施機関に第一次的判断権があるといえど容認できない。

（2）実施機関は令和 4 年 12 月 2 日の議会において、学会出席用スーツの存在を認

め、支払った金額について答弁している。この時点で、請求対象に係る見積書や請求書、領収書が存在することは明らかであり、存否応答拒否決定は成しえない。

3 実施機関の弁明に対して

- (1) 実施機関が本件処分時、決定通知書において請求者の属性に言及したことは、条例第 5 条（公開請求権）に基づき、請求者の属性を問わない何人にも認められた情報公開制度の趣旨に抵触している。
- (2) 請求書に記載の無かった「請求の目的」について、実施機関の一方的な解釈により「捜査に関連した公文書を請求している」と推測し認定することは、条例施行規則第 2 条の様式第 1 号により任意でしか請求目的を問わないとしている趣旨に抵触している。
- (3) そもそも私（審査請求人）は捜査資料の公開を求めているが、仮に捜査に支障が及ぶとされた場合でも、条例第 1 条（目的）の「市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現すること」に照らし、条例第 10 条（公益上の理由による裁量的公開）に基づき、「松阪市民病院に係る治験費が、オーダースーツその他に支出されている使途が適正なものであるかどうかの確認をし、公正に市民病院の管理運営体制を市民が評価する」ことは、「公益上特に必要があると認め」、公開すべきである。
- (4) 「市民病院呼吸器内科が発注した学会出席用スーツの仕立て等の代金の合計金額及び内訳」という動かしようのない事実を公開することが、どうして「再逮捕、追起訴等の対象事実である可能性があり、捜査公訴の維持に支障がある可能性」となり得るのか、根拠が示されていない。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の本件処分に係る弁明書、および口頭陳述において主張する趣旨は、概ね次のとおりである。

1 本件処分について

- (1) 令和 4 年 9 月 29 日に松阪市民病院にて捜査があったことは、翌日 30 日に報道機関に回答しており公知の事実であるところ、本件請求においては、捜査があった松阪市民病院を対象としていること、また、審査請求人は、本件請求の前に「市民病院の捜査に係る情報収集をさせていただいている」という旨の発言をしており、それから間もなくして本件請求を行っていることからすれば、請求書に記載はなくとも、本件請求の目的は「松阪市民病院の捜査に関連した」当該公文書を対象としたものであると解するのが合理的である。
- (2) 捜査機関より、松阪市民病院の関係者を逮捕及び起訴したことが公表された

ものの、その他の捜査の進展状況に関する情報は未だ公開されていない。仮に、松阪市民病院の捜査に関連する公文書が存在した場合、その内容を公にすることは、捜査機関の捜査方法や捜査対象、捜査内容等を明らかにしてしまうことになり、被疑者の捜索や身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動、並びに刑事訴訟における主張、立証、公判準備等の行為の維持確保が阻害され又は適正に行われなくなる可能性があるため、当該情報は条例第 8 条第 3 号（公共の安全等に関する情報）に該当する。

- (3) 上記のとおり、本件請求に係る情報は条例第 8 条第 3 号の非公開情報に該当するところ、本件請求の内容は、松阪市民病院という特定の団体を名指した上で、「市民病院呼吸器内科が発注した学会出席用スーツの仕立て等の代金の合計額及び内訳」という特定の事項を限定した請求である。そのような請求に対し、仮に公開や非公開と回答すれば実施機関が特定した公文書名が、また、不存在と回答すれば公開することができない理由が決定通知書において明示されることにより、例えば押収された公文書があればそれが明らかとなる等、捜査機関の捜査方法、捜査対象及び捜査内容等を明らかにしてしまうこと、すなわち(2)で示したような非公開情報を公開したのと同様の効果が生じるため、存否応答拒否決定は妥当である。

2 審査請求人の意見に対して

- (1) 審査請求人は、実施機関が本件処分の理由において、あたかも請求者の属性により存否応答拒否決定を行ったと捉えているが、これは事実誤認である。決定通知書にも記載の通り、あくまで本件対象公文書の内容が非公開情報に該当し、かつ、公開や非公開等（存否応答拒否以外）の決定をするだけで、非公開情報として保護すべき情報を公開したことと同義となってしまうため本件処分としたのであり、請求者の属性に因らないものである。
- (2) 審査請求人は、実施機関が審査請求人の発言から請求目的等を類推することは条例の趣旨に反すると主張しているが、公文書公開請求書の請求目的に記載が無い以上、請求者の発言内容等からその目的や公開対象等を推しはかることは、公文書特定のための然るべき過程である。
- (3) 審査請求人は、「捜査機関は起訴ないし不起訴等についての結果を出すのみであって、捜査の進展状況を公開することはそもそもありえない」という個人的な見解等から、実施機関が「捜査の進展状況に関する情報はいまだ公開されていないこと」を非公開理由とすることは不当であると主張しているが、捜査の進展状況に関する情報が公開されていないことは客観的な事実であり、実施機関が当該事実を踏まえ本件処分としたことに不当性はない。
- (4) 審査請求人は、「本件対象公文書は捜査における容疑事実に含まれておらず、これを捜査情報と同列に扱うのは作為的であり不当である」と主張している

が、これは一面的な理解に過ぎない。確かに現時点で報道されている被疑事実には該当しないが、今後における再逮捕、追起訴等の対象事実である可能性を否定できない以上、捜査公訴の維持への支障を考慮することは不可欠である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を保障するため、公文書を原則公開とし、市政の諸活動を市民に説明する責務を明らかにするとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現するというものである。

しかし、市の保有する公文書の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては市民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、市の保有する公文書は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第8条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第8条の規定に該当する場合を除いて、その公文書を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、情報公開制度の理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 実施機関の現状

実施機関の説明によると、本件公開請求時点で、捜査の一環として捜査機関に押収された公文書については、そのほとんどが現在も返還されていないという。

また、本件捜査に関する第1回公判が開かれたが、期日間整理手続に付されたことから状況の確認が出来ず、実施機関としては、その捜査のすべてが終結しているという判断ができないでいる。

3 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否について

条例第11条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができると規定している。

公開請求があったときには、原則として公文書を公開しなければならないものであるが、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるような場合がある。同条は、こうした場合において、非公開情報の保護利益を守るため、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとしたものである。

本件において、実施機関は、本件対象公文書の存否を答えると、例えば特定した公文書が捜査機関の捜査対象となっており、押収されていたりした場合に、決定通知書において実施機関が特定した公文書名と公開できない理由とが結びつくことで、当該公文書が捜査に関連していること、すなわち捜査機関の捜査対象及び捜査内容等を示すこととなり、条例第 8 条第 3 号の非公開情報を公開することとなることから、その存否を明らかにせず公開請求を拒否する決定を行ったとしている。

これに対して、審査請求人は、「本件対象公文書に捜査関連性はなく、自身も捜査資料の公開を求めている以上、実施機関が条例第 8 条第 3 号に該当するとした「相当の理由」は存在せず、また、議会の答弁において、実施機関は学会出席用スーツ発注の事実を認めているため、その「金額や内訳」を示す文書が存在することは当然であることから、条例第 11 条の規定には該当しない」として、本件対象公文書の公開を求めていることから、以下、本件存否情報の非公開情報該当性について検討する。

(2) 本件存否情報の非公開情報該当性について

ア 条例第 8 条第 3 号について

条例第 8 条第 3 号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものを非公開情報とするものである。

イ 本件存否情報の条例第 8 条第 3 号該当性について

本件対象公文書は、「市民病院呼吸器内科が発注した学会出席用スーツの仕立て等の代金の合計額及び内訳」であることから、実施機関が当該公文書の有無を答えることは、実施機関が仕立て屋に有償で学会出席用スーツの仕立てを依頼したという事実の有無を明らかにするものと言える。

当該事実だけで見れば、実施機関も議会の答弁において認めている通り、病院での一事務内容を示したものに過ぎず、存否応答拒否するまでもない情報といえる。しかし、実施機関が主張するように、捜査の一環として押収された公文書のほとんどが返還されていないこと、並びに捜査機関からも押収物の名称は公表されていないことから、現状では、本件対象公文書に限らず、実施機関が特定の事項に係る公文書の存否を明らかにすることは、決定通知書の記載内容から、当該公文書が押収されているかどうか、すなわち、捜査機関の捜査対象及び捜査内容となっているかどうかの事実を明らかにすることと同義であるため、捜査機関の捜査活動、公訴・審判の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第 8 条第 3 号の非公開情報に該当するものであり、本件対象公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるものと認められる。

(3) 公益上の理由による裁量的公開について

ア 審査請求人の主張について

条例第 10 条は、条例第 8 条各号に規定する非公開情報であったとしても、当該保護すべき利益を上回るだけの公益上の必要性があると、実施機関の高度な判断において認められる場合に、当該公文書を公開できるものである。

審査請求人は、条例第 1 条（目的）の「市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現すること」に照らし、「松阪市民病院に係る治験費が、オーダースーツその他に支出されている使途が適正なものであるかどうかの確認をし、公正に市民病院の管理運営体制を市民が評価する」ことは、「公益上特に必要がある」ため公開すべきであると主張する。

平時において、上記の理由による公開請求に応じることは、情報公開制度の目的に沿った適切な運用であると考えられるが、第 1 回公判が開かれたとはいえ、期日間整理手続に付されたことから、その状況が確認できないこともあり、未だ裁判がどこまでの広がりを見せるか確定できず、押収された公文書の全部が返還されたわけではない現段階においては、特定の事項に係る公文書の存否を明らかにすることにより、捜査機関の今後の捜査・公訴の維持に支障を及ぼす可能性を否定できず、また、捜査機関の意図しないところで公表することにより、市民からの信頼を低下させることにも繋がりかねない。そうした理由から、最終的な判断の主体となる実施機関が、公開することにより公共の安全に支障を及ぼすおそれがあると認めている以上、本条文の適用は首肯しがたいものであると考えられる。

4 結論

審査請求人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。しかしながら、実施機関は審査請求人に対し、条例の適正な解釈の下、疑義の残らないような説明に資することが肝要であり、審査請求人の理解を最大限得られるよう努めていただくことを期待する。

以上をもって、実施機関が、本件対象公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるとして、条例第 11 条の規定により、公文書の存否を明らかにしないこととした決定は妥当である。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年2月13日	実施機関より諮問書及び弁明書の受理
令和5年2月14日	審査請求人に対し弁明書の送付及び意見書の提出依頼
令和5年2月27日	審査請求人に対し口頭意見陳述希望の確認
令和5年2月28日	審査請求人より弁明書対する意見書の受理
令和5年3月2日	審査請求人より口頭意見陳述申出書の受理
令和5年3月2日	実施機関に対し口頭意見陳述の出席依頼
令和5年3月14日	実施機関より口頭意見陳述出席者の報告
令和5年4月19日	審議（第12回審査会）
令和5年6月27日	答申